

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還）4

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43775

大平外務大臣、ラスク國務長官会談録

アメリカ局長

参事官

米課長

米課長
参事官
事務官

米課長
事務官

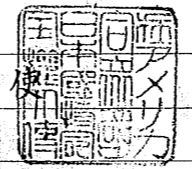
極秘

政第5459号

昭和37年9月17日

外務大臣殿

在 朝 米 海 大



大平大臣のラスク長官との

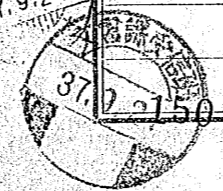
会談に關する件

往電オス169号に關し

米國務省より受領したトーキング・ペーパー三件各

一通づつ別添送付する。

別紙添付



在外公館

米北 4972

37.9.22

経総

SEVENTEENTH GENERAL ASSEMBLY
New York-September 1962

REVISION OF THE U.S.-JAPAN TREATY

TALKING PAPER

We wish to reiterate our concern over the reported consideration by the Government of Japan of proposals for revision of the investment provisions of the 1953 Treaty of Friendship, Commerce and Navigation with a view to restricting the liberal principles that they now express. We think the following points should be considered:

- ⊗ (a) United States Senate action would be required for revision of the treaty, and the unfavorable Congressional and public reaction to such proposals that would ensue would not be helpful to general relations between the two countries or to Japan's economic interests;
- (b) The adoption by Japan of restrictive provisions with respect to foreign investment would serve as an undesirable precedent for other countries where Japanese investment is important for both Japan and the other countries;
- (c) Foreign investment pursuant to the liberal principles of the treaty has made and should continue to make important contributions to Japan's economic development, and realization of this fact should indicate that fear of the effects of foreign investment are not justified;
- ⊗ (d) The existing provisions of the treaty contain clauses permitting protective action in emergency situations;
- ⊗ (e) The United States Government and the American business community are justifiably concerned at a proposal to cancel treaty rights at a time when American businesses should be able reasonably to expect greater opportunities for investment to result from Japan's exceptional economic growth;
- (f) The investment provisions of the treaty with Japan are common to treaties between the United States and many industrial states, and a modification of those provisions in a restrictive sense would be a retrograde step in world economic policy.

New York, September 24, 1962

OFFICIAL USE ONLY

CLAIMS UNDER THE ADMINISTRATIVE AGREEMENT

TALKING PAPER

One of the unresolved questions between our Governments in the military security field is the problem of the various claims that arose under the Administrative Agreement. These claims include telecommunications charges, claims for the use of movable property, and tort claims advanced by Japanese public corporations.

- ⊗ In an effort to resolve these questions before the Treaty of Mutual Cooperation and Security and the related Status of Forces Agreement were signed, the United States Government in December, 1959, proposed to the Japanese Government a comprehensive compromise solution for all these claims questions. It unfortunately proved impossible to dispose of the matter before the new security arrangements were signed.

The Secretary of State raised this question with the Japanese Foreign Minister (Mr. Kosaka) in June, 1961. In July, 1962 the representatives of United States Forces, Japan and the American Embassy at Tokyo responded informally. We welcome this indication of interest on the part of the Japanese Government in solving this long standing problem. We believe the informal exchange of views in Tokyo indicated that a basis exists for the prompt resolution of this problem and we hope the matter can be moved forward to an early solution satisfactory to both parties.

⊗ New York, September 24, 1962

9 17 7

SEVENTEENTH GENERAL ASSEMBLY

New York-September 1962

TRUST TERRITORY CLAIMS SETTLEMENT

TALKING PAPER

We wish to reiterate our concern that the Governments of the United States and Japan have, in spite of protracted discussions, not been able to reach some agreement on a means of settling the long-standing claims of the people of the Trust Territory of the Pacific Islands for losses of life and damage to property suffered during World War II.

We believe that the Government of Japan bears a moral responsibility to see to a just and satisfactory settlement of these claims. The Government of Japan, while serving as mandatory power, undertook to fortify the islands in violation of the terms of the Mandate, and it was as a result of this fortification that the islands were subsequently heavily damaged.

The people of the islands have now waited 17 years for a settlement of their claims. During that period they have seen numerous other countries which have claims against the Japanese Government, as a result of World War II, receive satisfaction. Because of the close relationship that the people formerly enjoyed with Japan it is difficult for them to understand why their claims have gone unmet. In consequence, they have addressed a number of communications to The Trusteeship Council of the United Nations and to various Visiting Missions from the Council that have visited the Territory, requesting that their claims be met without further delay. The Trusteeship Council, as a result, has taken an increasingly serious view of the failure of the United States and Japan to settle the claims.

As the present and former administering powers and as adherents to the Charter of the United Nations, it is incumbent upon the United States and Japan to advance this problem to a speedy resolution. To this end the United States has proposed that the Government of Japan enter into an agreement whereby the United States would, on behalf of the people of the Trust Territory, waive all claims against the Government of Japan, and Japan would, on its side, waive all claims of Japan against the Territory. Then, in recognition of its former relationship with the people of the Territory, the Government of Japan would make an *ex gratia* settlement which would be a token of its concern in the welfare of its former wards.

We hope that Foreign Minister Ohira will take the opportunity during his conversation with the Secretary of State to discuss the position of the Japanese Government in regard to this problem.

New York, September 24, 1962

CONFIDENTIAL

秘録

大平大臣、ラソク長官会議録

(昭和37.9.25)
米局 竹内

大平外務大臣は第19回国連総会^に出席

の機会に 9月24日(月) ^{ニエニエフに於いて} ラソクD務長官^に E
^{書面を以て} 午餐に招待し、約2時間半に亘り要

旨次の通り会議した。

日時：昭和37年9月24日(月)

12:15~13:40 会議

13:40~14:40 午餐

場所：ニエニエフ Drake Hotel

会議 第1005号室 (大臣スイート)

午餐 第1008号室

出席者： 米側 ハリマンD務次官補、任ガー
如軍アビア局長

わが方 朝酒大使、竹内、島内
西条D務

^{在米大使館を通じて}

なお、事前にわが方よりこの会議の~~非公式~~

^{非公式形式で}

トピックとして、^{米側に} 別添の議題を提示

し、米側も之に同意していた。また議題中

経済問題の5項目については事前にわが

方よりトキング・バーバーを在米大使館を

通じ提示し、米側より(1)南洋群島

信託統治地^域に同打請求取付問題 (2)日米

通商条約改訂問題 (3) 在日米軍との間の

地位協定に基く請求権問題につきト

キング・ハーバーの提議があつたか 否者 ~~否~~

米側提出のハーバーについては、~~合~~合流する

いて米側より何等言及なく終つた。

工書会前の会談

大臣より、ラスク長官 ^{の席} 多忙にも拘らず、来

訪されたことを多々述べ、ラスクは

日本にも説くお目にかつたが、今回外務大

臣に米口が ~~貴大臣~~ お目にか ^こ ~~は~~ ^は のは

嬉しいと答へた。

大臣より、7月の外務大臣に兼任しよか

自分としては日米関係を最も寛大に之

が友好関係増進に努力する心算である

から、友情を以つて協力 ~~を~~ ^と 忠告を得

た。 ^が (日本とチリとの関係であつても

日米関係に関連するものが多いので、

こちらについても同様に助力ありたい

と述べ、ラスクより、日米両口が直

接、間接に関係する問題は太平洋

でなく、他の地域をおいても ~~ある~~ ^{存在} する、

両口は相互間の問題大に在る。) ~~は~~

(両口の共通の関心を有する

larger questions については協力して行きます

たいと述べた。次いで大臣及び各局長は、

次の諸問題について意見を交換した。

- ベルリン問題
- 軍縮、核実験
- 日米経済問題
- 日韓問題
- 沖縄問題

上掲諸問題に關し各局長は、これ等の個々の

点別々にかきこみである。

次の

~~ベルリン問題~~

○ ~~ベルリン~~ 問題

~~ラスク~~ ラスクエリ、今後数ヶ月の間にベルリン

問題について緊張が増大することは必ず

であること次の通り述べる。

過去1年余に亘り、ソ連と交渉してきた

にもかかわらず、ベルリン問題を major crisis

なしに処理する基礎を築き発見するに至つ

ていない。ソ連の主張するところは、西

側が西ベルリンを支えることにあるか、かくて

は西ベルリンは崩壊するのではないか、これは

西側の到底交渉し得ないところである。
 ソ連にすれば、西側のベルリン駐兵は戦争
 の結果としての権利に基づきものであることを
 指摘し、~~その~~その事実の認識が交
 渉の ~~starting~~ 出発点であることを強調
 している。 ~~また~~ 最近の米ソ会談は、従来
 の議論の掉直しであり、現在会談は
 inactive stage にある。
 しかし、会談を継続しソ連と接触を
 得るべくこれを必要であると考えているか。
 軍事的衝突なしに、本件を処理する手段

とすれば、将来口達の場合を利用する等の
 ことも考えらるであろう。何れにしても、今
 冬ベルリン問題を限り緊張が増大す
 ることは確かである。
 米側にすれば、本件についてはソ連の
 レステイ-4" を含む下りこを承知し
 彼等の立場を述べ、
 している。その裏を考慮した各種の
 提案を行つたか。いづれもソ連の答は
 ところと存すが、ソ連は遂に如何に
 して西側が容易にベルリンより撤退す
 ることが出来るか、はつた。積り? オーミ?

を出して来た。ソ連は要するに、西側
 の西ベルリン撤退を主張しているのだから、今迄
 は何等の進展を示さず、絡繰しを繰り返
 している。
~~軍縮) 核実験停止問題~~
~~次いで、ソ連の核実験停止問題の重要問題は~~
~~軍縮) 核実験停止問題の重要問題は~~

★大臣より、ベルリン問題に關し西側
 内に意見の不一致は無いかと質し右のに対し
 一寸考え直した
 し、ラコフは次の通り述べた。

基本政策については完全に意見一致して
 いる。但し、パリとその他のNATO諸国全部
 との間には、手続について意見の相違があること
 は事実である。ド・コゴールは御承知の通り、
 この際、ソ連との話し合いをすることに賛成している。
 しかし、我々には、ベルリンが危険な問題で
 あるために、ソ連と接觸を保ち、major
 crisis ぶしに之を処理する方途を察
 見する努力をすべきであると考えている。
 しかし、ド・コゴールも最近この真意を
 示しており、先般自分から打ち明し、ド・コゴール

と念(念)深しに際 自分から、対ソ交渉
 (法合)
 を行つても何等の成果も得られぬのであ
 ることの「ド」の見透しは正しかつて存在
 と述べておいて、「ド」は笑つて下り、しかし
 同時に、対ソ法合を行へば、西側は非常
 に不安感を醸成するであろうとの、自分
 の予言は実現しなかつたこと述べてお至
 籍がある。
 フルレヤコフは最近 occasional visitors
 として、ケネディ、マクミラン、フエッパニ等
 は、凡そ意見一致してゐるらしいか。Pデナウ

ア一丈は同意しないとは述べているか
 之はフルレヤコフの危険な考案で
 ある (dangerous idea for K. to entertain)
 事実は^{どういふ...} ~~之は反手子~~ からである。
 新紙
 軍縮・核実験
~~ラスクエリ~~、今一つの重要問題は
 軍縮・核実験ふりこつて次に通り述べる。
 (本年春)
 去る3月、4月の候、米英両口はソ連と対
 し、ソ連が別府拒否し得ぬかと考へた
 核実験停止協定案を提案した。之は
 ソ連が50回以上、実験を終了し、^{かつ} 米口

加実験を再開する前の好機を捉えて行
 つたものであつたが、ソ連の拒否するに
 つた。ソ連は査察をもつて、スパイ行
 為であると見做すか、1年にソ連領土
 の2千分の1の地域を査察するに
 スパイであるとは曲言である。更に
 先般、ジネーが2回、全面^停止^事を部
 分的^停止^事の両案を提示したが、ソ連
 はその何れをも拒否した。
 我々としては最もドラステックな空中
 大気圏外及び水中の実験を^停査^察

全して停止する用意がある。ついで日本に
 しても、ソ連が部分的停止案を受諾す
 る^{ソ連を}併^{ソ連を}ゴレス工場のことを期する。
 地下実験については、之が軍事的意義
 を有するものであり、又充分に探知出来
 ない。モラトリウム案には賛成できな
 い。
 核実験については、ソ連は成りかけ中
 共から制約を受けたいのかも知れない。
 (It may be that the Soviet Union is
 inhibited by Peking.)

文報人民日報は、中共は如何なる核実験

停止協定にも応ぜず、実験を行つて述べ

たことあり、中共は、ソ連が本件につき

前進するに阻止してゐるのかも知らぬ、
中共が

”

大臣は、ソ連は地下実験は^{技術的に}凡そ皆

知出来ると主張してゐるが、^{協定を結ぶに}之は~~単に~~口

実不、いやと居るが、^{その主張}ソ連は、ラスクは

次の通り述べてゐる。

我々はソ連に^{その主張}対し、米ソ両口の科学者

を^{と示し合ひ}して、両口の核~~研~~研、^{協定}協定せし

めることと提議したから、ソ連の応答はこれに

と居るから、得ずとも折衝可能な収めか出

て来ることは否定したから、現状は不可能

と^{従つて}思ふ、^{地下実験につき}現状において、^{査察なしの協定}査察なしの協定

を結べば、それは uneven agreement と

なる、^{ソ連は}蓋し、自由世界の^にこころは、~~ソ連は~~

通常の手段で 98% も知り得るし、残り

の 2% については、ソ連は秘密の手段

で情報を入手してゐる、^{之に}反し、ソ連の

これは仲々判じにくい、1958年米口か

大^{ソ連は}平手^{そのリスト}で核実験をやつたか、~~そのリスト~~

エジプトの合議で ~~出立~~ 日付を入
 れて出して手配してある。ところか、その
 リスト)
~~中~~ ~~の~~ ~~一~~ は 不発に 終つたものか 一つ
 入つて いる。之は 機械では 到底 推知
 出来なかつた 筈であり、ソ連が human
 instrument の 情報を入手して 何より
 の 証拠に である。
 ソ連は ~~査察~~ ^{コントロール} の 制度について national
 system を 主張して いるか。その 狙いは、米口
 から 外口に 現に 有して いる ~~査察~~ コントロール
~~システム~~ ^{直ちに} を ~~停止~~ ^{コスト} せしめんと するに あり。

我々も、米口の 外口にある コントロール
~~システム~~ ^{コスト} を 永久に 保持出来るとは 考え
 ない。この 国際的 international system に 入り
 コントロール するに 必要にして いる ^{Vella} ~~Vella~~
 計画の結果、コントロール・コスト ^の 及び
 査察の 回数を 減らすに 可能であ
 るか。ソ連が 之を せよと しよう
 といふ だけでは 交渉は 存しない。
 日本経済問題
 大臣 等、日本間の 経済問題 について、
 通商 振興 法 量に トーキング・パートナー として

を上げておいたか、これらの問題について

は日本国内に極めて強い関心があるので

詳細は12月の閣議報告会、又は外交知

事を通じて話す予定であるかこの

際長尾よりコメントあるは"同"を

ふふこの場合に緊急を要するもの

12 = ^{のこつま} 申し上げ"を、その一つは海

軍問題で、^{在外} [redacted] の文書提出問題

及び独占禁止法違反の疑いに基づく

Grand jury に下る審査の問題であ

るか、^{本件については} ~~日本国債~~ 是非とも好意的に

配慮がある。その一は対外援助の削減

に対するケムバレン下院議員の修正である

之が成立する時は、^{在日} 急激な~~半~~ 削減

の減少を^{日本} 国内に深刻な社会不安

を生ずるので、^か ~~それ~~ 事態を軽減する

対策ありたい旨を要望した。また

朝日大使に^(本件に関する) 本邦発米宛電報が1848号

の諸員をイェーガーに伝え米政府の考慮

を促した。

独占法違反問題と同じ^{本件に関する} 之を~~それ~~ ラスクは、イェーガーに最近の

状況如何を伝し、イェーガーは grand

jury が近い将来 アクリルを採るに
 する旨を 司法省及び 日本大使館に調査
 した上で協力するに付する旨を説明
 大臣より、在米大使館を通じて本件を更に
 フォローアップさせること、本日申出を
 分考慮の上措置ありと旨を要望し
 ラスクリ 注意深くフォローすべしと述
 べ、また 三井の文書提出問題につき、
 日米両国に付、米国の令状 (writ)
 の外口に付する limitation は之を承認
 して、いふべきこと

次いで ラスクリ 通商拡大法等について次の
 通り述べた。
 通商拡大法の審議に当たっての法令の整理
 については エレ^カがなされている。政府の
 手加合り 許さぬこと、商人をいかにある
 ペリル、おそれる事項は 2 層の差下り認め
 ている。通商拡大法より EEC 加盟国
 と引下げ、一般に貿易が伸長する様
 に見える。特定の商品については、日
 米間に調整を要する点があるか、一
 般的には、貿易は伸長すべく、日本

は之に積極的に参加できる。

米は 対外援助、海外調達^等に支つ

て米の流出問題に於て大きな制約を

受けている。米の輸出は年毎約40

億ドルの輸出超過がなければ、^対海外援助

を行ひ、海外の基地を維持し得る。

今後1~2年の間には、この米流出問題

は manageable size とするであろうか

と此点の米流出^を防止せねば

ならぬ。

確かに下段は、深夜の会議で

ケエハレン修正案を追加したが、この種の

修正は^{充分考慮されるべく}最後の瞬間に^際追加された

のである。望む上段に於ては、この種の

事項は行政に委ねるべきである^{強く}と認

むところである。米政府としては

種の余力を拘うす。日本に於ては

バイ・アメリカン政策の例外措置を主張

大抵の努力をしていす。我々は日本にと

つてこの種の収入が重要であると承知

している。日米間の貿易のアンバランス

はついに充分認識しているからである。

明日 上院の外交委員会があるので、早く

サカして欲しい。

日軍の在外基地の維持費並みに

その海外調達にドル流出の大半を

原因の一つである。この点に関連し

ドイツ、イタリーその他の NATO 諸国に対し

しては、米国において軍需物資の調達

を要請したが、好意的な回答を得て
反意

いる。

新
紙

日韓問題

大臣刊、この際日韓問題をつき戻す

はいい次の通り述べる。

日韓問題は両国の国民感情があり、仲

々厄介な問題である。日本における輿論

調査では、一番嫌いな国はソ連、その次

に嫌いな国は韓国とあり、他方韓国

でも今いかなる感情か日本に対してある。

また、在韓日本財団の、事実上その

例を見ても Vesting order を韓国に引

渡さして、この日民の向は

以上 韓口は亦モヤシ~~ニ~~ 必要は
 ない~~ハ~~ ない~~ハ~~ かの感情がある。しかし、
 最近 漸く 両口の間へ 気運が起り、
 従来~~の~~ 交渉と異リ 今回~~は~~ 韓口も熱心
 であり、日本側も 大所高所~~に~~ 日韓間
 係の正常化を期して いるので、漸く交
 渉が 活発~~に~~ なる。現在では 請求権
 の承認~~は~~ 同意~~か~~ あり~~か~~。その方式に
 つき 日本側より、韓口は 請求権を
 主張~~せ~~ 旧~~主~~ 主張~~した~~ 日本~~側~~ から 韓口~~の~~ 独立~~の~~
 承認~~を~~ して 援助~~する~~ 形~~を~~ したい~~と~~ せ
 たい。

提議~~する~~ こと~~は~~ 韓口は 考~~えて~~ 見~~よう~~ と云
 う~~こと~~ あり、^{従~~って~~} 方式~~は~~ ついては 恐~~らく~~ その存在
 形~~で~~ 解決~~でき~~ と思~~う~~。請求~~権~~ 問題~~と~~
 平行~~して~~ 遑~~卒~~ 及び 法的地位~~の~~ 両委員
 会~~を~~ 開~~く~~ こと~~は~~ 既に あり、^{この} 問題~~は~~ 過
 去~~も~~ 交渉~~した~~ こと~~は~~、^{内容的に} 相~~当~~ 近~~く~~ 進~~ん~~
 んでいる。また、日韓~~間~~ 問題~~は~~ ついては ライ
 シヤ~~ワ~~、バー~~グ~~ 両大使~~の~~ 努力~~を~~ 受~~けて~~
 して いる。
 今後は 経~~理~~ 並~~に~~ 自~~己~~ の 決心~~の~~ 間
 題~~か~~ あり~~か~~。この~~に~~、米~~例~~ に 考慮~~して~~ 世~~界~~

左い兵がある。日本は韓国に多額の金種を
 支払うにせざるか ^{を韓国に何の形と使いか} 之 ~~は~~ ^は 何事
 発言し得る立場にふいので、米作りに依
 頼する訳であるか。戦後米口が日本に支
 えた援助とつて見返受給を返還して
 日本復興に役立ちしめたい如く、韓国
 に日本の韓国版を作り、米口の援助
 も日本の金も有効に使用される形
 にあるは、 ^{韓国に返済支払いはつて} 口元と返済する返明もそ
 れ又容易となる。これについては色々
 事はあろうか。米口は韓国に多大の援

助を行つていふので、同様の関心がある
 思ふ ^よ (米口は韓国の今後の再建につき
 如何なる考えを採つておられるか) 同い
 たい。
 之を押し、ラスクエリ 次の通り述べて
 米口は日韓関係の調整に多大の貢
 献を置いていす。日本は韓国に大きく
 貢献を存し得ると思ふ。また韓国は日本
 にとって asset であると思ふ。多くの問
 題は財解決の見通しがあるに承認
 していか。中心は non-repayable money

共通の心算であること述べた。

大臣より、自分は兼かね、^{ライラウ}ライラウ
笑下す。

大使に対し、自分は会話の主役であるか。

貴使も同様な役割であると言っている。

と述べた。

ラスクより、ケネディ^信大使は、日韓関係

調整のため、日本政府の努力を多しした

旨、総論に伝えようとの依頼がある

と述べ、^{次いで}次いで、^ま見込資金については、戦後の日本

の場合、食糧等の消費物資であった

ので、見込資金を積立て得るか、韓国

の場合は、換物資金で資本財を購入す

る意向であるので、若干疑問がある、し

かし、本件については、事務当局間で協

議する用意がある。若し、日本両方の

資金を^(相互に補完す)組合せれば、^{方法があるならば}考え

見たいと思う。韓国の改政権は腐敗

を無くするのには、非常な決心を持つている

と述べた。

大臣より、見込資金の事は一事に

あり、日本の支払の案件では、さうい

と述べ、ラスクより、そのほか了解して

民衆の向上の線に沿って各段の卒が

出来の次第に於ては獲得に努力して

て居る。

大臣より、キヤラエ-高等学院が持考して

5ヶ年計画は日清省で承認されたものなり

やと居るに於ては、ラスコは勿論日清省

で承認されたものである。来年度の計画に

ついては、資金を賢明に使うに於ては、相当

指針を定めて、準備して居る。このため

日清、日防両省が緊密に協力して

いる。何れにしても、本年は沖縄に

同じ口合を教育する効果はあつて居る

うと居る。

II 晝食時の活況

午後1時40分より、別室にて晝食となつた
又1時40分迄、

加、晝食時のおける経済活況の通り

1. ラスクより大座の口座とおける一般活況において
outer spaceの平和利用は、[↑] 際用として
と多々ある。現在は outer spaceを軍事目的
に利用する可能性は少い。蓋し、軍事的見
地からは地上からミサイルを發射する方がよ
り正確であるからである。しかし、この時期
には、宇宙空間の平和利用につき協定を
結ぶか、この必要であるを考へるべ
し。

2. ラスクより今朝イタリヤ外相と会談したか
西側問題の解決より、イタリヤの口
内は平静を取戻した。同外
相は、今後は太平洋諸国と友好関係を
深めたいと述べ、特に日本と親善を
進めたい旨を述べた。

3. (質問を承し) ラスクよりキューバ問題につき次の通り
キューバの情勢には二つの

事態の発展がある可能性あり、その何れも
好ましいものと思ふ。一つは共産党がカ
ストロのそのヒケの一旗(ハルビン)と政
府から追出されることである。この場合には共産
党はカストロの持つ一種の人氣を失ふ。今一つ
はカストロが共産主義者を追出されることである。
この場合の利は自明である。キューバは経済
的に極めて困難な状況にある。キューバの
ソ連との貿易はキューバの輸出超過となつて
いる。蓋し、ソ連のキューバに対する援助は主
として軍需品であり、又ソ連はキューバのク
ラフトを支えている。この引出しは、一
度は引出すことを行はず、少しづつ、口
利用
するにせよか行ふべき状況である。(笑) 1/3
米口が自由港口の船がキューバへの物資
輸送に當るのを拵希望するもの、この拵
情状を考慮してのことである。

米州は、ナチスの勢力に若干侵襲される
以外、外部の勢力に侵襲されることは無い
で、キューバの事態について米口のみならず
米州諸国が非常に危惧の念を抱くもの
である。現在のところキューバが外部
に侵襲する可能性は少いと思ふ。

327 号)

西接の面

5

アラエカが州と小つな結果、テキサスから米口
 の州の中で一番の大きさに転換して、サ
 サは大きいと起っている沢山か、之を以てアラ
 スカ州は、それならばアラスカを二つの州に
 割つて見せよ。その他の場合は、テキサスに番
 目とふるまふとやり直しているとの話を
 行つた。



7. うえつより、先日日本の漁船を衝突して之
 沈没させた潜水艦について、その後
 情報はあるかと伺したのが、大屋おのり
 の情報に接してはいないか、ソ連の救助が極

外新報

Handwritten notes on the left margin, including the name "Mitsuo" and other illegible scribbles.

あつて選選であつたにせよ。その口籠は
自づ明日かと思われと述べた。

8. 朝梅大使より 戦後米日の対ソ観念は
甘く、1947~8年頃迄米ソ関係は親密
であつたにせよ。印島から日本へある一例を挙
げれば、中支経連の自分の同僚を二高
官が 経連内の二名の共産委員を更職
せんとしたところ、GHQの一中尉が自分
の同僚を更し、その折、非民主的措置は
いかぬ、お前こそ更職をせよといふこと
がある と述べた。

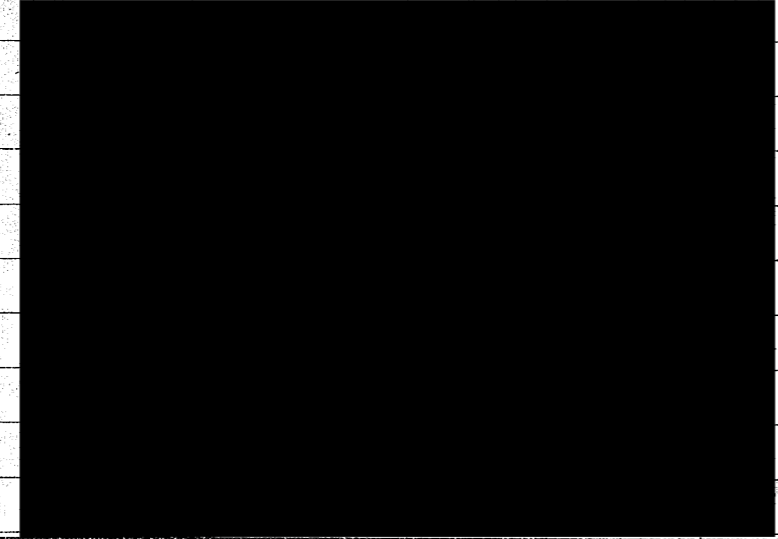
之に更し、ラスクは米日は戦争直後から
ソ連に対する不信を持ってゐたが、只今のあ
つた意味深い、当時の米日としては
militarism と之に反対する勢力をいふ面を
考へてゐたかも知れぬと述べた。

ハリスより、自分が駐ソ大使の際、終
戦時にソ連は北極道に在領してゐた
申出たが、自分は即座に、本日の訓令を
仰ぐにせよ、之を却けた ^(整へて) (受け下す)
本日の訓令を仰いで、ソ連の要求に答
せよとの議論が、米政府内で出たこと

つて説明しなかったものがある。 7

を恨むたこともある。 自分が帰任のため
車掌を通過させの際、マッカーサーに対し
共産主義の何たるかを説明したか、マッカー
サーが之を理解するのには、^は大分時間か
かかったと亦懐いてゐる。

当方より
9. 潜水艦問題と関連し、樺太上空侵犯
のU-2事件につき、米口はソ連の領空
を侵犯したのではないかと何故主張したか
つちかき笑ひ下す所内したのに対し、
ラスクは問題^{ソ連に押し}は2つの議論で行くか
成け~~議論を絞る~~か丈であつたを
笑ひ下す答えた。 ^{一つは}



8

10. ラスクは口述の呈賞分担につき、先般の口
際司法裁判所の有効的意見と近い終会
の決議を待たず、日本^のの支持を得たいと出
が、大庭は、その件は、^は又一般論に
おいて、わが方の立場を明かにしておいて通
り、勸告的意見を尊重すべきを思ふと出
がた。

11. ラスクは、大庭は、^{いかに}新設の
外相と云ふのは、^は融解されるので、^は外相の
trade union に加入する、^は之を^は歓迎
する^はと述べる。 ^(意向は、大庭)

木(2) 書會 散会し
午後2:40分 ~~會~~を終曲^はえ^は
~~会~~

極秘

マイブ指示	発信用	執務用	計
主 信	1	1	2
付 属	付属校査渡江の子		

発送日	昭和37年10月11日
発信	マイブ 校査

文書課長 公 信 案 (分類)

公 信 番 号	米北 第 1107 号	公 信 日 付	昭和 37 年 10 月 11 日
大 使 政 務 次 官	主 管	起 案 日 付	昭和 37 年 10 月 9 日
事 務 次 官	アメリカ局長		
外 務 審 議 官	参 事 官		
官 房 長	主 任 北 米 課 長	起 案 者	南 左
		電 話 番 号	403

受 信 者	在 米 朝 海 大 使	発 信 者	大 平 大 臣
-------	-------------	-------	---------

写 送 付 先	(希望発送日)
	月 日

件 名
大平ラスク会談録送付の件
 昭和9月24日ニューヨークにおいて行なわれた大平とラスク國務長官の会談に関する会談録ノ部別添送付の件

GA-2 11 28 外務省 5235

寫 極秘

外 務 省

米北第1107号
昭和37年10月11日

在 米 大 使 殿

外 務 大 臣

大臣ラスク会談録送付の件
 さる9月24日ニューヨークにおいて行なわれた本大臣とラスク國務長官の会談に関する会談録ノ部別添送付する。

付 属 物 添 付